事業者への主な支援制度 ＜新型コロナウイルス感染症対策＞ 豊郷町

豊郷町＋滋賀県の支援

新 感染拡大防止臨時支援金

○概要
緊急事態措置期間中（4/23～5/6）、県の休業要請に協力する事業者への支援

○対象
県の休業等要請に協力している県内事業所（町上乗せ措置は町内事業所に限る）を有する中小の事業者（4/23 以前から営業自粛している事業者を含む）

○要件
県の要請により措置期間中営業を休止（飲食店は時間短縮等協力）していること

○支援内容
中小企業者：一律 30 万円
（町 10 万円＋県 20 万円）
個人事業主：一律 20 万円
（町 10 万円＋県 10 万円）

○申請方法
県が一括して申請受付

○町事業規模　15,000 千円

国の支援

[雇用の維持]

雇用調整助成金（拡充）

○解雇等しなかった場合に助成率引き上げ
・中小企業・大企業　9/10（現行 4/5）
※5 月 1 日から更に拡充あり

○非正規労働者（雇用保険被保険者でない者）を助成対象に追加

[事業継続への支援]

持続化給付金（新設）

○全業種対象、売上が前年同月比 50%以上減少した事業者等
・中堅・中小企業　最大 200 万円
・個人事業者等　最大 100 万円

[資金繰り対策]

民間金融機関を通した資金繰り支援（拡大）

○利子・保証料補助（3 年間）
○融資限度 3,000 万円（無担保、既存債務の借換可）
個人事業主：売上 5%以上減少　→保証料･金利ゼロ
小･中規模事業主：売上 5%以上減少　→保証料 1/2
売上 15%以上減少　→保証料･金利ゼロ

豊郷町の独自支援

新 感染症対策臨時支援金

○概要
新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上減少した事業者（全業種対象）への支援

○対象
令和 2 年中に前年同月比で 20%以上売上減少した町内に主たる事業所を有する中小企業・団体・個人事業主（感染拡大防止臨時支援金・国の持続化給付金の受給者を除く）

○支援内容　法人・個人とも一律 10 万円

○申請方法
売上減少確認書類等を添付し町に申請

○町事業規模　10,000 千円

滋賀県の支援

セーフティネット資金（拡充）

○保証料ゼロ（通常 0.80%、0.85%）
新設枠：8,000 万円　借換枠：2 億円
○4 号資金融資期間 10 年に延長（通常 7 年）

2020.6.19 現在